

給与の構造と各支払先

はじめに

給与明細をじっくり見てみると給与から様々な額が控除されています。給与から天引きされるお金についてのほとんどが従業員様に代わって事業主が然るべき機関に収めなければならない、納付漏れや遅延は従業員様個人にも影響を及ぼします。また近年では電子納付など便利な方法も増えました。ここで今一度、給与に関連する控除項目とその納付方法についてみていきましょう。

給与の流れ

総支給額の決定

1.総支給額の決定

対象期間内における従業員様の勤怠情報を基に各社に定めるルールにより計算します。

各種保険料の控除

2.各種社会保険料の控除

社会保険料...健康保険・厚生年金保険・雇用保険の3つを指します。

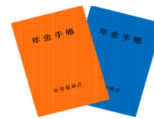
【健康保険料・厚生年金保険料】

控除金額...従業員様個人ごとの給与額により決まる等級で定められる額

控除のタイミング...前月分保険料を当月徴収(例:3月分は4月に徴収)

納付金額...従業員様個人負担分+事業主負担分

納付方法...毎月20日頃に送られてくる納付書による納付の他 振替・電子納付も可能



【雇用保険料】

控除金額(各月の給与より控除)...各月の従業員様の給与金額×業種より定められている率

納付金額...従業員様個人負担分+事業主負担分(毎年7月10日期限の労働保険年度更新で決定)

納付・計算方法...4~翌3月の年度単位で計算し、納付書により納付。振替・電子納付も可能

※毎年7月10日期限で前年度の確定精算保険料納付+新年度の概算保険料納付というシステムです。

総支給額から各種社会保険料を控除した金額を基にして...

3.税金の計算

【源泉所得税】

控除金額...従業員様各人の扶養者の人数などにより定められた金額

納付金額...従業員様から徴収した金額

納付期限...翌月10日まで

※納付の特例の場合は...	1~6月分	7/10	👉まとめて納付で払い忘れ対策! ※事前に適用の届出が必要です!!
(小規模事業主限定の制度)	7~12月分	翌1/20	

納付方法...①事務所設置(給与事務所設置届日を基準)の数か月後 又は

毎年11月頃に税務署から送られてくる空白の納付書に

集計金額を記載してお支払い ※税務署にも納付書はあります

※税理士が関与している場合は集計から納付書への記載までを行います。

オススメ 🍀 ②ダイレクト納付(ネットバンク利用がなくても利用できる電子納付方法)

※振替設定は税理士が代理で行うことが可能! ※要事前登録手続き

③その他 インターネットバンク納付(要ネットバンク開設+事前登録手続き)

クレジットカード納付(利用手数料利用が生じます)、ペイジー決済 など

【特別徴収地方税(住民税)】

納付金額...毎年5月頃に従業員様がお住まいの市町村等から通知される金額

納付期限...毎月翌月10日まで

納付方法...①納付書による金融機関でのお支払い

②ダイレクト納付 ※地方税版として要事前登録

③その他 インターネットバンク納付(要ネットバンク開設+事前登録手続き)

クレジットカード納付(利用手数料利用が生じます)、ペイジー決済 など

留意事項...事業所の給与対象者が2名以下の場合などは、ご自身で住民税を納付する普通徴収

制度でも可能です。

この場合は事業とは関係なく、ご自身宅に市役所等から一年分納付書が届きます。

(年4回納付サイクルですので、毎月天引きの特別徴収と総額は同じですが、

各回の税額としては大きいです)



源泉所得税と地方特別税

支給額 ※手取り



フジハラ税理士社労士事務所

270-2253

千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201